

総合福祉団体定期保険  
ヒューマン・ヴァリュー特約条項

アクサ生命保険株式会社



## 総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュー特約条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の死亡または高度障害により、代替雇用者の採用・育成費用等の団体が負担すべき諸費用の財源を確保することを目的とするものであり、被保険者が死亡または所定の高度障害状態になった場合に、保険契約者に死亡保険金または高度障害保険金を支払う仕組みの保険です。

### (特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、総合福祉団体定期保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結または更新の際、保険契約者の申出によって、被保険者の同意を得て、主契約に付加して締結します。

- ② この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一とします。
- ③ この特約の特約死亡保険金および特約高度障害保険金の受取人は保険契約者とし、これ以外の者に変更することはできません。
- ④ この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

### (特約保険金額の決定方法)

第2条 この特約の各被保険者の特約保険金額は、当会社の定める範囲内かつ主契約の保険金額以下で、同額またはその一定割合とします。

### (特約保険料の計算)

第3条 この特約の保険料は、特約保険金総額に平均保険料率を乗じて求めます。

- ② 平均保険料率は、主約款第13条（保険料の計算）第2項の規定において、各被保険者ごとの保険金額について主契約の保険金額に特約保険金額を加えた金額を保険金額とし、主契約とあわせて計算します。この場合、主契約の平均保険料率は特約の平均保険料率と同一となります。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、主契約が平均保険料率によらない場合には、主約款第14条（平均保険料率によらない場合）の規定において、各被保険者ごとの保険金額を特約保険金額に読み替えて得られた金額をこの特約の保険料とします。

### (特約の保険期間および保険料の払込)

第4条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要しま

す。

- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向って解約されたものとみなします。

(特約の失効)

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第6条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時にこの特約を復活します。

- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(特約死亡保険金の支払)

第7条 当社は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡した場合に、その被保険者について定められた特約保険金額を特約死亡保険金として保険契約者に支払います。ただし、主約款第20条（死亡保険金の支払）第1項の規定により、その被保険者の死亡退職金等の金額（保険契約者があらかじめ死亡退職金等の金額の範囲で一定割合の金額を申し出た場合には、その金額とします。以下、本条において同じ。）が、死亡保険金として支払われる場合で、その金額がその被保険者について定められた特約保険金額を下回るときには、その金額を特約死亡保険金として保険契約者に支払います。また、主契約の死亡保険金が支払われないときは、特約死亡保険金は支払いません。

- ② 前項ただし書を適用する場合には、その被保険者について、当社の定めるところにより、特約保険金額の減額があったものとして取り扱います。
- ③ 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- ④ 第1項および第3項の規定によって特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について特約高度障害保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

(特約死亡保険金の請求手続)

第8条 保険契約者は、被保険者の死亡を知った場合には、すみやかに当社に通知してください。

- ② 保険契約者は、当社に次の書類を提出することにより特約死亡保険金を請求してください。

1. 当社所定の特約死亡保険金支払請求書

2. 当会社所定の様式による医師の死亡証明書
  3. 被保険者の死亡事実の記載のある住民票
- ③ 前項の場合、死亡退職金等の受給者が請求内容を了知していることを要します。ただし、これらの者が2人以上である場合には、そのうち1人の了知で足りるものとします。
- ④ 当会社は、第2項以外の書類の提出を求め、または第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約高度障害保険金の支払)

第9条 当会社は、この特約の被保険者がその被保険者についてのこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後の傷害または疾病により、この特約の保険期間中に、別表に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかになった場合に、その被保険者について定められた特約保険金額を特約高度障害保険金として保険契約者に支払います。この場合、その被保険者についてのこの特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。ただし、主約款第22条（高度障害保険金の支払）第1項の規定により、その被保険者の障害金等の金額（保険契約者があらかじめ障害金等の金額の範囲で一定割合の金額を申し出た場合には、その金額とします。以下、本条において同じ。）が、高度障害保険金として支払われる場合で、その金額がその被保険者について定められた特約保険金額を下回る場合には、その金額を特約高度障害保険金として保険契約者に支払います。また、主契約の高度障害保険金が支払われないときは、特約高度障害保険金は支払いません。

- ② 前項ただし書を適用する場合には、その被保険者について、当会社の定めるところにより、特約保険金額の減額があったものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定により特約高度障害保険金が支払われた場合には、この特約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になった時に消滅したものとして取り扱います。

(特約高度障害保険金の請求手続)

第10条 保険契約者は、被保険者が高度障害状態になったことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。

- ② 保険契約者は、当会社に次の書類を提出することにより特約高度障害保険金を請求してください。
1. 当会社所定の特約高度障害保険金支払請求書
  2. 当会社所定の様式による医師の診断書

### 3. 被保険者の住民票

- ③ 前項の場合、被保険者が請求内容を了知していることを要します。
- ④ 当社は、第2項以外の書類の提出を求め、または第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払の時期および場所)

第11条 特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

(猶予期間中の保険事故)

第12条 保険料払込の猶予期間中に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している保険料がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払います。

(特約死亡保険金を支払わない場合)

第13条 特約死亡保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じた場合には、当社は、特約死亡保険金を支払いません。

- 1. 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、特約死亡保険金を支払います。
- 2. 保険契約者の故意
- 3. 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その程度に応じ、特約死亡保険金を支払い、または特約死亡保険金を削減して支払います。

(特約高度障害保険金を支払わない場合)

第14条 特約高度障害保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じた場合には、当社は、特約高度障害保険金を支払いません。

- 1. 被保険者の故意
- 2. 保険契約者の故意
- 3. 戦争その他の変乱。この場合には、前条第3号のただし書を準用します。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(告知義務違反による解除)

第16条 主約款の告知義務違反による解除に関する規定は、この特約について準用します。

(重大事由による解除)

第17条 主約款の重大事由による解除に関する規定は、この特約について準用します。

(その他の解除)

第18条 主約款のその他の解除に関する規定は、この特約について準用します。

(払戻金)

第19条 主約款の払戻金に関する規定は、この特約について準用します。

(特約の消滅)

第20条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部または消滅した主契約の被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(特約保険金額の増減)

第21条 保険契約者は、特約保険金額を変更することができます。この場合、主契約の保険金額の増額または減額に関する規定を準用します。

- ② 主契約の保険金額が減額された場合に、特約保険金額が主契約の保険金額を超えるときには、主契約の保険金額まで特約保険金額を減額します。

(特約の更新)

第22条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が更新しない旨の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別 表

対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの



## 備 考

### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。





